

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営方針は、絶えず新技術やイノベーションに挑戦し、各分野で蓄積したノウハウをお客様の経営革新活動に生かし「広く経済社会に貢献し続ける」を経営理念とし、法令の遵守及び社会規範に則った経営を実践し、ステークホルダーの信頼を得るとともに、事業の持続的発展を図ることを掲げております。

この経営方針に則り、企業利益と社会的責任が調和することにより、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営の実現のためにコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ります。

経営理念を実現するためのコーポレート・ガバナンスの強化として、社外取締役及び社外監査役の招聘による取締役会の監督機能の強化及び内部統制システムによる業務執行の有効性、違法性のチェック・管理を通して、経営の効率化、組織の健全化に取り組むとともに、経営の透明性を高めるために、株主や投資家に対して決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4. 議決権の電子行使を可能な環境整備と招集通知の英訳】

議決権の電子行使については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、検討を進めてまいります。招集通知の英訳につきましては、外国法人等の持ち分が低いため実施しておりませんが、今後の株主構成における海外投資家比率の状況をみながら招集通知の英訳について検討していきます。

【補充原則3 - 1 - 2. 情報開示の充実】

開示資料の英訳につきましては、外国法人等の持ち分が低いため実施しておりませんが、今後の株主構成における海外投資家比率の状況をみながら開示資料の英訳について検討していきます。

【補充原則4 - 1 - 2. 中期経営計画】

当社は、中期経営計画として3年をサイクルに策定しております。また取締役会において毎年ローリング方式にて計画の精査・見直しを行い、必要な施策等の検討を行っております。中期的な事業展開の方向性につきましては決算短信等で説明し、当事業年度の業績予想を公表しております。

当社の属する情報サービス業界は変化が激しく、また不確定要素が多いため中期経営計画は公表しておりませんが、取締役会は毎月進捗状況の確認、分析を行い、適宜見直しを行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

< 原則1 - 4: 政策保有に関する方針、政策保有株式に係る議決権の行使基準 >

当社は、現在政策保有株式を保有しておりませんが、今後主として相手企業との取引関係の維持・強化を図るために有効であり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与すると判断した場合に保有する可能性があります。

将来政策保有株式を取得した場合は、取締役会において、定期的に当該株式の保有意義、配当利回り、格付け等を確認して継続保有の要否を判断し、有価証券報告書において保有のねらい・合理性について具体的な説明を行ってまいります。

政策保有株式に係る議決権については、議案の内容が株主利益を損なうものとなっていないかとの観点に加え、中長期的な観点から、保有先において企業価値の向上および株主利益を重視した経営が行われているか等に着目して行使します。

< 原則1 - 7: 関連当事者間の取引についての手続の枠組み >

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。

また、定期的に当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合は開示を行っています。

取引の完了後は取締役会に報告します。

< 原則3 - 1: 情報開示の充実 >

）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、絶えず新技術やイノベーションに挑戦し、各業務分野で蓄積したノウハウをお客様のニーズに即して経営革新活動に活かし、お客様満足を実現して「広く経済社会に貢献し続けること」を経営理念といたします。また、この経営理念に賛同する社員が結集し、全社員のパートナーシップを基盤として、技術革新や技術向上に取り組み、企業規模の拡大と就業ステージの拡大を図って自己研鑽の機会を創造し、一企業では学ぶことのできない多くのノウハウを習得することで「社会有用の人材として社員を育成すること」を経営規範としております。

経営戦略、経営計画につきましては当社ホームページに掲載の決算説明資料などで開示しております。

）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方と方針につきましては、本報告書の「1. 基本的な考え方」に開示していますので、ご参照願います。

）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

方針

当社における取締役(社外取締役を除く)の報酬は、役職位に応じた年額報酬及び業績評価による報酬としております。その額については、平成26年12月16日開催の第28期定時株主総会で、取締役の報酬等の額を年額3億円以内(使用人兼務取締役の使用人兼務部分を含まない)と決議いただいております。

手続

役員報酬については、企業業績、関連業界の報酬水準などを勘案しつつ、役位に応じた金額を設定しています。各監査役の報酬等の額は監査役の協議により決定しています。

)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

方針

当社の経営判断及び業務執行を担う取締役は、各担当分野に精通した個別の知見や、財務、法務、労務などの知識に基づいて具体的かつ活発な議論を通じて様々な観点からリスクを評価した上で意思決定を行うことが求められ、常勤監査役も同様に財務などの専門知識と個別の事業経験から得られた知見に基づいて具体的かつ活発な議論を通じて様々な観点からリスクを評価し監査業務を行う必要があります。

そのため候補の指名に際しては、ソフトウェア開発、営業、企画などの実務経験とリーダーシップ、及び財務、法務、労務などの知識の有無、並びに適切なリスク管理、業務執行の監視ができる資質と倫理観を十分に備えていることを重視しています。

社外取締役・社外監査役については、法律や企業財務など高度な専門性や、国際情勢、社会・経済動向に関する見識等を持つ者の中から当社のコーポレート・ガバナンス機能向上に資する者を候補者として選定しています。取締役の総数は定款により13名以内としています。

手続

取締役および監査役候補者の指名にあたっては、上記の方針に基づき代表取締役が内容を検討し、監査役候補におきましてはその独立性を担保するため事前に監査役会の協議及び同意を得た上で、取締役会で審議を行います。

)取締役会が上記)を踏まえて取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

社外取締役及び監査役の指名の理由につきましては、本報告書の「 1.【取締役関係】 会社との関係(2)」及び「 1.【監査役関係】 会社との関係(2)」に開示していますので、ご参照願います。

社内の取締役ににつきましては、各々が当社ウェブサイト(<http://www.needswell.com/ir/meeting/>)に掲載しています「第31期定時株主総会招集ご通知」に記載の経歴を有し、当社の取締役として、前述「3 - 1) 方針」に沿った適性と見識を兼ね備えている者であることから指名しております。

<原則4 - 1 :取締役の役割と責務>

当社は、取締役会の決議をもって決定すべき事項を取締役会規程・職務権限規程にて明確にし、取締役会において、法令上取締役会において決議することが定められている事項、ならびに、これに準ずるものとしてその重要性および性質等から取締役会において決議することが適当であると認められる事項について、判断・決定を行っています。取締役会は会社の経営理念を達成するための戦略的な方向付けを行うべく経営戦略や経営計画策定等を議論し、その方向性に基づき、業務執行に関する決定を行います。

<原則4 - 8 :独立社外取締役の有効な活用>

当社では、独立役員が期待される役割を十分に発揮することができるよう、新任時に当社が属する業界、当社の歴史、事業概況、戦略等の説明を行うほか、取締役会資料の事前提供など、情報交換や情報共有に資する取り組みを行っております。現在、社外取締役1名、社外監査役1名の計2名を独立役員として選任しておりますが、2018年12月定時株主総会までに独立社外取締役が2名以上となるよう候補者を検討しております。

<原則4 - 9 :独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法が定める社外取締役の要件、東京証券取引所が定める独立役員判断基準及び一般社団法人日本取締役協会が定める「取締役会規則における独立役員の選任基準」に基づいて行っております。

<補充原則4 - 11 :取締役の選任に関する方針・手続き>

当社の取締役会は、ソフトウェア開発、営業、企画などの実務経験とリーダーシップを有する者、財務、法務、労務などの知識を有する者、また法律や企業財務など高度な専門性や、国際情勢、社会・経済動向に関する見識等を有する独立性の高い社外の人材から構成することとし、各部門の責任者を特定の部門に偏ることなく選任しております。その人数は定款で13名以内と定めています。

資質につきましては、(1)的確かつ迅速な意思決定、(2)適切なリスク管理、(3)業務執行の監視を担うに相応しい見識を持った人物を選任いたします。また社外役員につきましては、独立性の判断基準に基づき選任いたします。

<補充原則4 - 11 :取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況>

当社の取締役および監査役の重要な兼職の状況は株主総会招集ご通知に記載しております。

<補充原則4 - 11 :取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要>

当社は、取締役会において法令等の遵守状況、リスク管理や情報共有、課題解決のスピード感など、各取締役の職務執行について監督を行い、健全で効率的な経営に努めております。今後は、取締役会全体の実効性をさらに高めるため、定期的に取締役会全体の実効性について分析・評価を行うことを検討していきます。

<補充原則4 - 14 :取締役・監査役に対するトレーニングの方針>

当社は社外取締役および社外監査役を新たに迎える際に、当社が属する業界、当社の歴史、事業概況、戦略等について説明を行います。新任取締役候補者および新任監査役候補者に対しては、外部機関の研修等を活用し、法令上の権限および義務等に関する研修を検討します。既に就任している取締役・監査役に対しても外部機関の研修を活用し、トップマネジメントに求められるリーダーシップや経営スキルの取得を促進しております。

<原則5 - 1 :株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針>

当社は、株主・投資家の皆様との双方向のコミュニケーションにより、経営状況や運営方針の正確・迅速な説明に努めるとともに、企業価値の最大化に取り組んでいます。株主・投資家の皆様からの面談の申込みや株主総会での質問、当社のホームページを通じたお問合せについては、社長の指揮のもと総務部が所管し、必要に応じて経営企画室・財務経理部等と密接に連携しながら真摯に対応することで、建設的な対話の促進に努めています。

機関投資家の皆様に向けた直接的な対話の機会も重視し、経営トップが関与して決算説明会(年2回)や個別のミーティングを実施しています。これらの対話の結果を定期的に取締役会に報告することにより、マネジメントへのフィードバックを行い、経営効率の改善や経営の透明性の向上につなげています。また投資判断に必要となる情報については、東

京証券取引所の適時開示ルールに則り、適時開示後速やかに当社ホームページに掲載致します。

株主・投資家の皆様との対話は、企業価値および資本効率の向上や持続的な成長の促進を目的として行うものとし、対話において未公表の重要事実を開示することは株主間の平等を害することに鑑み、原則として未公表の重要事実の開示しないものとしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オーディーシー	900,000	42.82
ニーズウェル従業員持株会	203,500	9.68
佐藤 辰弥	123,250	5.86
橋本 美奈子	123,250	5.86
佐藤 みどり	80,200	3.82
木村 ひろみ	70,200	3.34
日本証券金融株式会社	21,900	1.04
外池 栄一郎	21,700	1.03
百武 耐治	20,100	0.96
株式会社企画工学研究所	19,500	0.93

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社オーディーシー (非上場)

補足説明更新

・平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については平成30年3月31日時点での株主名簿をもとに当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

・平成30年6月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社オーディーシー及び佐藤辰弥氏が平成30年5月31日現在、次のとおり当社の株式を所有している旨が記載されております。
【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
株式会社オーディーシー (1,800,000株、42.82%)
佐藤 辰弥 (141,500株、3.37%)
<合計1,941,500株、46.19%>

・平成30年6月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、橋本美奈子氏が平成30年5月31日現在、次のとおり当社の株式を所有している旨が記載されております。
【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
橋本 美奈子 (141,500株、3.37%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 第二部
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引は原則として行わない方針であります。が、やむを得ず支配株主と当社との間に取引が発生する場合は、少数株主の利益を害することがないよう、取引内容及び決定方法の妥当性について、当社取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社が事業活動を行ううえで、親会社である株式会社オーディーシーの承認を要する事項等はなく、当社独自の経営判断に基づき事業展開しており、親会社からの事業上の制約はなく、また、親会社と取引を行う場合の取引条件は、他企業との取引条件と同様のものとするようになっており

ます。また、経営戦略や事業戦略等の決定については親会社との関係性のない取締役の意見を尊重しており、独自の経営判断が行える状況にあります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柳川 洋輝	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳川 洋輝	○	—	情報通信技術における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言頂けると判断し、社外取締役として選任しております。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は、監査計画や監査内容について定期的に意見交換をしており、監査役は必要に応じて内部監査に立ち会うなど、監査の効率的な実施を図っております。

また、監査役は監査計画概要説明会・監査結果報告会への出席、内部監査室は期中監査時の意見交換などにより、会計監査人と適宜情報共有を図りつつ、各監査における品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 敏夫	他の会社の出身者													
台 祐二	公認会計士													
丹羽 厚太郎	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 敏夫	○	-	他社を含め長きにわたる常勤監査役としての豊富な経験を当社の監査に活かして頂けると判断し、社外監査役として選任しております。当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が、生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。
台 祐二		同氏は当社と監査契約を締結していたあずさ監査法人において当社の監査業務を執行しておりました。なお、公認会計士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査頂けると判断し、社外監査役として選任しております。	公認会計士として会計に関する高度で専門的な知識と豊富な経験に基づく幅広い見識を有していることから、適切な監査を行って頂けると判断し、社外監査役に選任しております。
丹羽 厚太郎		-	弁護士として法律に関する高度で専門的な知識と豊富な経験に基づく幅広い見識を有していることから、適切な監査を行って頂けると判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員を選任するにあたり、独立性に関する基準及び方針を設けておりませんが、会社法に定める社外性の要件を満たすことだけでなく、東京証券取引所の独立役員の基準等を参考にして選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないよう、慎重を期しております。

なお、2018年12月定時株主総会までに独立社外取締役が2名以上となるよう候補者を検討しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他
---	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の向上を図ることを目的としてストックオプションを付与しております。

また、当社では、中長期的な企業価値向上を目指すことで株主と価値の共有を図ることを目的とし、役員持株会を設け、取締役の月額報酬から一定額を役員持株会に拠出し当社株式を取得しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の向上を図ることを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示をしておりません。なお、平成29年9月期における当社取締役に対する役員報酬等は、129百万円を支給しております。取締役の報酬限度額は、株主総会決議により年額300百万円以内(使用人分報酬を含まない)と定められております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、前年度の経営状態と利益状況等を勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、総務部が取締役会資料等の事前配布や情報提供等を行っております。また、監査役監査については、内部監査部門である内部監査室がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会、監査役会、経営会議、営業会議、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を中心として、当社の事業内容に則したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

(1) 取締役会

取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成されており、原則月1回の定時開催及び必要に応じた臨時開催により、当社の経営方針を初めとした重要事項に関する意思決定並びに代表取締役社長及び取締役の業務執行等の監督を行っております。なお、取締役会には原則として監査役全員が出席し、監査役は、必要に応じ意見陳述を行っております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名(社外監査役)及び非常勤監査役2名(社外監査役)で組成し、毎月1回の監査役会の開催ならびに、業務監

査及び会計監査を実施し、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査しております。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる他、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役員・従業員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(3) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、取締役、監査役(常勤)、各部室長、システム事業部長、システム事業部部長、その他代表取締役が指名する者で構成され、毎月1回定期開催されており、各事業部及び各部の予算対比実績の分析、対策並びに業務執行に関する確認・検討を行っております。また人員計画の確認・検討、人事・労務に関する事項の報告と対策及び諸制度に関する事項の指示・伝達を行っております。

(4) 営業会議

営業会議は、代表取締役社長、システム事業部担当役員、取締役(非常勤)、営業部長、パートナー推進部長、システム事業部長、システム事業部部長、システム事業部グループマネージャーで構成され、毎月2回定期開催されており、事業部、各部、各グループの営業引き合い状況及び対策、並びに業務執行に関する確認・検討を行っております。またメーカー、ベンダー、ユーザーの主たる市場の動向、技術及びサービスの動向など、営業戦略に係る検討を行っております。

(5) 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室において、内部監査年度計画に従い、業務執行の合理性・効率性・適正性・妥当性等につき当社全部門を対象として実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告され、被監査部門責任者に改善事項の指摘を行い、フォローアップ監査により改善状況のモニタリングを実施しております。

(6) 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で、監査契約を締結し、会計監査を受けており、監査は適切に行われております。会計監査業務を執行した公認会計士は、山本健太郎氏、高木修氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内となっております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他11名です。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除きます)、監査役及び会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除きます)、監査役及び会計監査人が責任の限定となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営の意思決定と取締役の業務執行の監督を行う取締役会においては7名中1名を社外取締役とすることで経営管理機能を高め、また監査役3名全員を社外監査役とすることで経営に対する監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、客観的かつ中立して経営への管理・監督機能を果たすことが重要であると考えており、この体制により外部からの経営への管理・監督機能が十分機能するものと認識しておりますが、今後さらなる実効性の強化を目指し、2018年12月定時株主総会までに社外取締役を1名増員し、社外取締役を2名の体制とできるよう候補者を検討しております。また、当社ガバナンス機能強化の観点から、随時独立役員の増員を検討しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知につきましては、可能な範囲で早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定するよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。
その他	—

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページにディスクロージャーポリシーの内容の詳細について掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後個人投資家向け説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IRサイトを設置し、決算情報及び適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	
その他	-	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「広く経済社会に貢献し続ける」、「社会有用の人材として社員を育成すること」を経営理念・経営規範に掲げておりますように、社会の公器であることを強く意識し、事業活動を通じて豊かな社会の創造に貢献し、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営を実現すべく行動しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示体制の継続的な整備に努めてまいります。
その他	-

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。なお、「内部統制システムに関する基本方針」の概要は次のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制にかかる「コンプライアンス規程」を整備し、法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めます。

ロ. その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括します。また、コンプライアンス委員長は内部統制担当役員とし、コンプライアンス委員長を中心に役員全体の啓蒙等を行います。

ハ. 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会に報告するものとします。

ニ. 取締役会は、「取締役会規則」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うと共に、取締役からの業務執行状況の報告を受けます。

ホ. 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って、内部監査を実施します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

イ. 「文書管理規程」を定め、次の各号に定める文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を関連資料とともに保存します。

a. 株主総会議事録

b. 取締役会議事録

c. 監査役会議事録

d. 税務署その他官公庁に提出した書類の写し

e. その他「文書管理規程」に定める文書

ロ. 上記文書の保管の場所及び方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を「文書管理規程」に定めます。

ハ. 上記の文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定めます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定めます。

ロ. 全社のリスクに関する統括をするためにリスク管理委員会を設置します。

ハ. リスク管理委員長は内部統制担当役員とし、リスク管理委員長は、「リスク管理規程」に基づいてあらかじめ具体的なリスクを識別・分析・評価し、その対応方針を定め、また有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備します。

ニ. リスク管理委員長は各部署の日常的なリスク管理の状況をモニタリングします。

ホ. リスク管理委員長はリスク管理に関する事項を必要に応じて取締役会に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により取締役の権限と責任を明確化し、また、定例取締役会及び各取締役間の連携緊密化により、経営意思決定を迅速化し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築します。

ロ. 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス体制にかかる「コンプライアンス規程」を整備し、法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めます。

ロ. その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括します。また、コンプライアンス委員長は内部統制担当役員とし、コンプライアンス委員長を中心に使用人全体の啓蒙等を行います。

ハ. コンプライアンス委員長は、社員のコンプライアンス教育を実施していきます。

ニ. コンプライアンス委員長は、社員の日常的な活動状況のモニタリングを実施します。

ホ. コンプライアンスに係る内部通報システムを設置し、電子メールによって自由に通報や相談ができる仕組みを作ります。

ヘ. コンプライアンス委員長は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、重大な問題が生じた場合には遅滞なく取締役会に報告して対策を協議します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果は監査役会に報告します。当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとします。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役の承認を得なければならないものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 取締役又は使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

ロ. 内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査役に報告します。

ハ. 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告します。

ニ. 監査役へ報告した取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護します。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席するとともに、稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。

ロ. 取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に説明することとします。

ハ. 会計監査人及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとります。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても、反社会的勢力に対して関わりを持たず、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とする。また、必要に応じ警察機関等外部の専門機関とも迅速な連携をとることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係の排除に向けた社内体制整備について、以下の通り積極的に取り組んでおります。

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

イ. 組織としての対応

ロ. 外部専門機関との連携

ハ. 取引を含めた一切の関係遮断

ニ. 有事(不当要求)における民事と刑事の法的対応

ホ. 裏取引や資金提供の禁止

(2) 行動規範・行動基準への明記

当社の社員として常日頃より遵守すべき事項について行動規範・行動基準を制定しております。その中で、反社会的勢力との関係遮断につき明記し、全社員に広く周知しております。企業の行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応しております。

(3) 社内諸規程の整備

反社会的勢力対策規程を定め、反社会的勢力との取引防止のために遵守すべき事項を明記しております。また一般社員との入社誓約書では反社会的勢力と一切関係ない事を締結しており、役員も同様に反社会的勢力排除に関する誓約書を締結しております。具体的な対応については反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力先に関する対応の方法等について明記しております。

(4) 反社会的勢力との取引防止のための管理部署の設置

当社における反社会的勢力との取引防止を積極的に推進していくために、総務部を管理部署とし、照会対応や情報収集にあたることにしております。

(5) 契約書等に暴力団排除条項を記載

当社が締結する各種契約書等については、暴力団排除条項の有無を確認し、出来得る限り記載することとしております。

(6) 日経テレコン21を利用した情報検索

新規取引先との取引開始会社並びに入社内定通知前の該当社員に対して日経テレコン21を利用した記事検索等により、反社会的勢力との取引を事前に防止できるよう体制を整備しております。

(7) 所管警察署等との関係強化

万一に備えて、公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し所管警察署の相談窓口との関係を強化し、また、顧問弁護士とも連携した緊急体制の構築を致します。

(8) 各種セミナーへの参加による情報収集

役員や総務部部員を主体に、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会制作のビデオの視聴会、または警察署や関係機関が開催する反社会的勢力に関するセミナーに積極的に参加することや、意識の徹底、情報収集に努めてまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

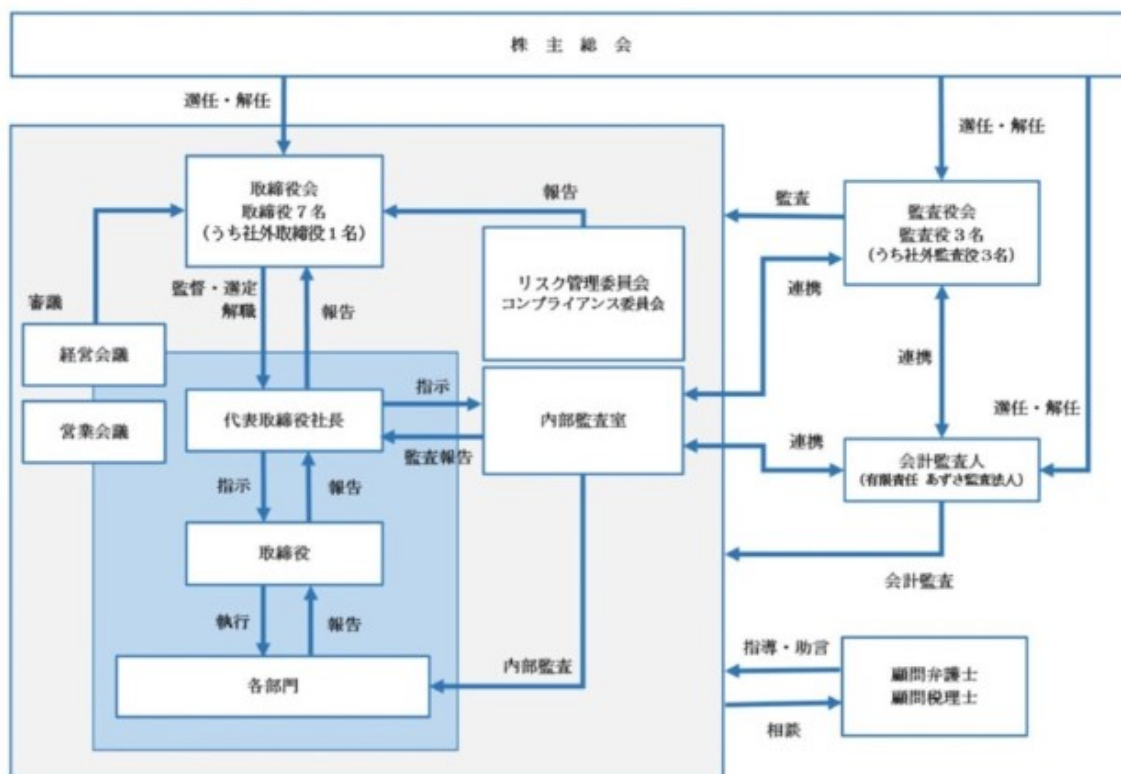
買収防衛策の導入の有無

なし

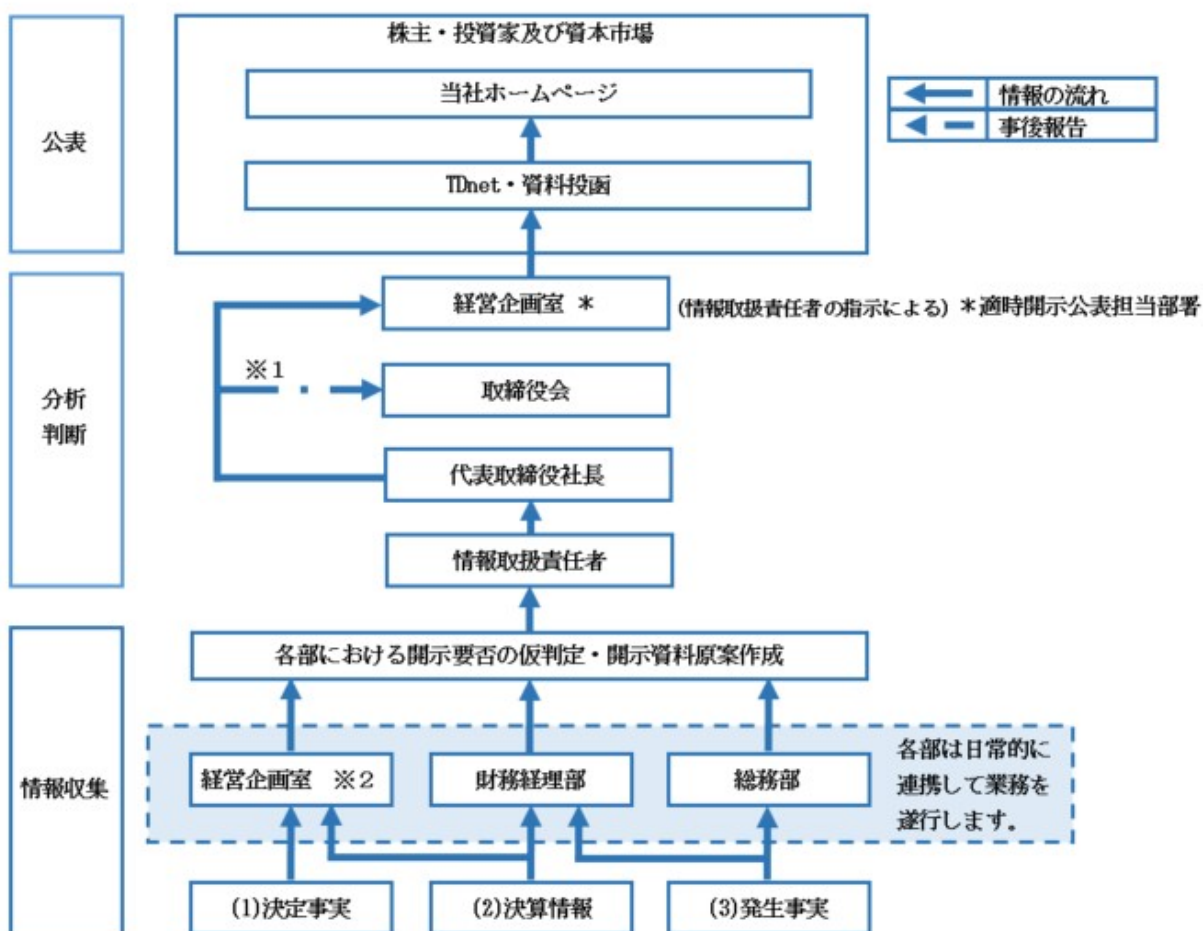
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



※1 「発生事実」については、速やかな開示が必要なため、原則として、情報取扱責任者による検討後、代表取締役社長の判断による情報開示の後、定例取締役会で事後「報告」をします。

※2 経営企画室は、「(1)決定事実」及び「(2)決算情報」の他に「(4)業績予想及び配当予想の修正等」及び「(5)その他の情報：支配株主等に関する事項、非上場の親会社等の決算情報等」を担当します。